

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ

利用者情報に関するワーキンググループ

令和7年9月10日

1. スマートフォン利用者情報・セキュリティ取扱指針

(前文)

情報通信インフラとしてスマートフォンが急速に普及した中で、スマートフォン利用者のリテラシーのレベルの多様化が進んでいる。利用者に一定の自己責任が求められるとしても、利用者の不安を解消し、利用者が安全にスマートフォンを利用できるようにするためには、スマートフォンアプリケーションに係る関係事業者等が責任を持って、利用者情報の適正な取扱いに努める必要がある。具体的には、当該関係事業者等が個人情報保護やプライバシー保護の観点から利用者情報を適正に取り扱うとともに、利用者に分かりやすい説明を行い、利用者の理解及びそれを踏まえた選択を促すことが求められる。

また、スマートフォンにおける利用者情報の保護のためには、脆弱性があるアプリケーションや、不正なアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに対する取組など、関係事業者等がスマートフォンアプリケーションにおけるセキュリティの確保に向けて適切な対応を取ることが求められる。

更に、近年、スマートフォンの青少年への普及が進み、利用の長時間化や低年齢化も顕著である。SNS等でプライバシーに係る情報の流出等を契機として青少年が被害に遭う事例も多く見られることから、青少年のスマートフォンの安全・安心な利用に向けて、青少年が利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て適切に判断し行動することができるように、関係事業者等が青少年の発達段階に対応した支援を行うことが求められる¹。

本指針は、法令上義務付けられてはいないものの、スマートフォンにおける利用者情報の適正な取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護のために実施することが求められる事項について、国内の関係法令²や諸外国の制度の動向、民間事業者における取組等を参考に取りまとめたものである。スマートフォンを巡っては、新たな技術・サービスが次々と出現し、利用者情報の適正な取扱いの観点から、今後新たな課題が生じることも考えられることから、本指針は随時見直しを行うこととする。

また、スマートフォンのサービス構造において、多様な関係事業者等がサービス提供や利用者情報の取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護に関わっており、本指針の目的を達成する上で、スマートフォンのアプリケーション提供者のみでは対応できる範囲が限られる場合があるため、アプリストア運営者・OS提供事業者等の関係事業者等も連携し対応していくことが重要である。

¹ 本指針における青少年に関する記載は、青少年の利用者情報やプライバシーの保護を通じて、青少年によるスマートフォンアプリケーション及び関連サービスの安全・安心な利用を図ることを目的としている。

² 直近では、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）により不正利用の禁止や外国第三者提供時の情報提供の充実化等が規定されたほか、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により、特定利用者情報規律及び外部送信規律が導入されている。

1.1. 総則

1.1.1. 目的

- 本指針は、スマートフォンアプリケーションの利用者情報の適正な取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護に関し、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、プライバシーに関する判決、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号)、その他の関係法令等の趣旨を取り入れつつ、諸外国における制度の動向や、民間事業者におけるプライバシー保護に係る取組等も踏まえながら、スマートフォンアプリケーションに係る関係事業者等が取り組むことが求められる事項を定めたものである³。
- 本指針自体が法的拘束力を持つものではない(ただし、個別の法令によって義務付けられる事項(法令事項)を紹介した部分はあることに留意)が、関係事業者等がこれらの事項に取り組むことにより、次に掲げる事項を達成し、もって、スマートフォンにおけるイノベーションの継続的な創出や市場の中長期的な成長を促進し、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を整備することを目的とする。
 - ① 関係事業者等による関係法令等の遵守に資すること
 - ② 利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援すること

1.1.2. 4つの分類について

- 本指針 1.2～1.5 で掲げる取組は、スマートフォンアプリケーションの利用者情報の適正な取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護について、関係事業者等の参考に資する観点から、取り組むことが求められる度合いに応じて、次の4つの分類により整理されている⁴。なお、各取組がどの分類に該当するかは、文末の【】に分類名を表示するとともに、以下のとおり分類ごとに文末の表現を使い分けている。

分類名	内容	文末の表現
ベンチマーク事項	利用者情報の適正な取扱い、セキュリティ確保及び青少年保護のための先導的取組として	「～することが期待される」

³ 本指針は、スマートフォン上のアプリケーションについて関係事業者が取り組むことが求められる事項を定めたものであるが、ウェブサイトにおいて同様の利用者情報の取扱いが生じる場合があり、その関係事業者は本指針に定める事項を参考に対応を図ることが考えられる。

⁴ ここにいう「ベンチマーク事項」、「望ましい事項」及び「基本的事項」は法的拘束力を有するものではないが、個人情報保護法及び電気通信事業法等の法令が適用される場合には、当該法令に従い対応する必要がある。

	参照される事項	
望ましい事項	国内法令上の義務は必ずしもないが、利用者情報の適正な取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護のために望ましい（強く期待される）事項	「～することが望ましい」
基本的事項	国内法令に準じた形で取扱いが強く求められる事項	「～することが強く求められる」
法令事項	国内法令（個人情報保護法、電気通信事業法等）上の義務とされている事項	「～しなければならない」、「～してはならない」

- なお、セキュリティについては、上記の「ベンチマーク事項」、「望ましい事項」及び「基本的事項」のいずれにおいても、アプリケーション提供者やアプリストア運営事業者等に対し一律の対応を求めるものではなく、事業者自らが、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が求められることに留意が必要である。

1.1.3. 定義

① 利用者情報

- 利用者の識別に係る情報、利用者の通信サービス上の行動履歴に関する情報、利用者の状態に関する情報等、スマートフォンにおいてスマートフォンの利用者の情報と結びついた形で生成、利用又は蓄積されている情報（電話帳等の第三者に関する情報を含む。）の総称。個人情報保護法における個人情報や、電気通信事業法における特定利用者情報を含む⁵。

（参考）



No.	情報の種類	具体例	適用される規律
(1)	通信の秘密に該当する情報で、個人情報でないもの	・電気通信役務の利用者である個人の通信の内容(特定の個人を識別することができるものを除く。) ・電気通信役務の利用者である法人の通信履歴	電気通信事業法
(2)	通信の秘密に該当する情報で、個人情報であるもの	・電気通信役務の利用者である個人の通信履歴(特定の個人を識別することができるものに限る。)	電気通信事業法 + 個人情報保護法
(3)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報で、個人情報でないもの	・電気通信役務の登録者を識別できるIDで、個別の通信に紐付かないもの(特定の個人を識別することができるものを除く。) ・電気通信役務の契約者データベースにある法人契約者名	電気通信事業法 【←令和4年改正法により追加】
(4)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報で、個人情報であるもの	・電気通信役務の契約者データベースに含まれる契約者の登録情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)	電気通信事業法 【←令和4年改正法により追加】 + 個人情報保護法
(5)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報でもなく、通信の秘密に該当する情報でもない、個人情報	・店頭で電気通信役務の利用者に対して行ったアンケートに記入された情報(氏名・住所等)により分類整理されていないもの。特定の個人を識別することができるものに限る。)	個人情報保護法

なお、「具体例」欄に示している内容は、あくまでも一例であって、網羅的なものではありません。

② OS

- コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアで、基本的な機能を提供するもの。

③ アプリケーション

- 通話やEメール等のコミュニケーションツール、ブラウザ、写真、ゲーム等の様々な機能をスマートフォンで実行するための利用者向けソフトウェア(OSを除く)。

④ アプリケーション提供者

- アプリケーションを提供する事業者又は個人。

⑤ アプリストア

- アプリケーションを提供するストアのことで、利用者はこのストアからアプリケーションをダウンロードする。

⑥ 情報収集モジュール⁶

- アプリケーションに組み込んで利用される一連のプログラムであって、利用者情報を取得するための機能を持つものをいう。

⑦ 情報収集モジュール提供者

- アプリケーション提供者に対し、情報収集モジュールを提供する事業者(当該事業者がアプリケーション提供者に当たる場合を除く。)

⑧ アプリケーション提供者等

- アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者の総称。

⑨ 関係事業者等

- スマートフォンをめぐるサービス提供に関係している事業者等。具体的には、アプリケーション提供者、情報収集モジュール提供者、アプリストア運営事業者、OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係しうる事業者等(アプリケーション紹介サイト運営者、広告関係事業者等)のこと。

⑩ プライバシーポリシー

- 関係事業者等が個人情報保護又はプライバシー保護を推進する上での考え方や方針を明らかにする文書⁷。本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュールについて、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している⁸。

⑪ 通知又は公表

- 「通知」は、書面(郵送等)、電子メール、口頭(電話等)等のいずれかの方法で個別に伝えること。「公表」は、官報・公報・新聞紙等への掲載、インターネット上での公表、パンフレットの配布、窓口等への書面の掲示・備付等のいずれかの方法により公にしておくこと(スマートフォンの場合、通知は書面、電子メールやアプリによるポップアップ等、公表はアプリケーション上又はウェブサイト等へのリンクを張ること等により行うことが想定される。)

⁶ これには、分析ツール、広告ネットワークを含む。

⁷ 「プライバシーポリシー」の名称でなくても、利用者情報の取扱いに関する方針を含む。

⁸ プライバシーポリシーについては、事業者単位で作成されるもの及びアプリケーション単位で作成されるものがあるところ、本指針においては、基本的にはアプリケーション単位で作成されるものを想定しているが、事業者単位で作成されるものも含まれる。

⑫ 個別の情報に関する同意取得⁹

- アプリケーション(組み込まれた情報収集モジュールを含む。以下同じ。)により取得される個別の情報(電話帳、位置情報等)について、取得や取扱いについて独立した形で同意を取得すること。¹⁰

⑬ ダークパターン

- サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、ユーザインタフェースを設計・構成・運営すること。

⑭ セキュリティ

- 「情報」と「機能」の両面において守るべき資産を脅威から保護すること。本指針においては、利用者情報へのアクセス管理等の対策によって利用者情報が利用者による同意の範囲内で適切に保護されている状態が達成されることや、スマートフォンの機能が利用者の操作やあらかじめの同意なく勝手に利用されてしまうことを防ぐこと。

【補足】

1. 利用者情報の取得の有無による区別について

本指針の適用対象たるアプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者には、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない者も含まれる。これは、例えば、アプリケーション提供者がプライバシーポリシーを掲示等していない場合、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していないためプライバシーポリシーを掲示等していないのか、利用者情報を取得しているにもかかわらずプライバシーポリシーを掲示等していないのかが不明であること、及び、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合であっても、情報収集モジュールにより利用者情報がスマートフォン外部に送信され情報収集モジュール提供者による取得となる場合があることなどに鑑み、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に鑑みたためである。ただし、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない場合には、本指針の取得を前提とした箇所は、適用されない。

⁹ 同意取得の方法について、個人情報保護法においては、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなくてはならない」とされており（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月策定。令和7年6月一部改正 個人情報保護委員会。以下「ガイドライン通則編」という。）2-16 参照。）、事案に応じて適切な同意取得の方法を検討する必要がある。プライバシー上の懸念が生じうる情報に係る同意取得においても、同様に、情報の性質等に鑑み事案に応じた検討が必要となる。

¹⁰ アプリケーションに係るプライバシーポリシー等に基づき、アプリケーションの利用者情報の取得や取扱いについて一括して同意を取得するアプリケーションに関する同意取得とは異なることに留意が必要である。

2. 「取得」について

この指針の適用については、アプリケーション上において利用者本人が自ら利用者情報を提供するか、利用者情報が自動的にアプリケーションの外部に送信されるかにかかわらず、スマートフォン外部へのアプリケーション提供者等に対する利用者情報の送信があれば、通常、当該アプリケーション提供者等による取得があったといえる。

3. 広告関係事業者について

広告関係事業者は、その事業形態にもよるが、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に当たる場合が多いと考えられる。

4. アプリケーション内のブラウザを通じて取得される利用者情報について

スマートフォンの利用者情報については、アプリケーションの利用に伴い取得されるほか、当該アプリケーション内のブラウザでウェブサイトを利用する際に、当該アプリケーションの提供者により取得される場合があるため、本指針はアプリケーション内のブラウザを通じて利用者情報を取得する場合にも適用される。アプリケーション内のブラウザが表示するウェブサイトに **Javascript** タグ等を追加的に組み込むことで、利用者情報を取得する場合には、当該 **Javascript** タグ等についても、本指針における情報収集モジュールと同等に取扱うこととする。

1.1.4. 本指針の対象者

- 本指針は、アプリケーション提供者等を中心として、スマートフォン上の利用者情報の取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護に係るあらゆる関係事業者等において、それぞれの役割に応じた形で適用されることを想定している。なお、アプリストア運営事業者、OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係する事業者等がアプリケーション又は情報収集モジュールを提供し、利用者情報を直接取得する場合、当該事業者等は、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に該当し、それぞれの取組を行うものとする。

1.1.5. 基本原則

- スマートフォンにおける利用者情報の取扱い等について、アプリケーション提供者等は、次に掲げる基本原則に従うことが求められる。
 - ① 透明性の確保
- 利用者情報の取得・保存・利活用・第三者提供・消去及び利用者関与の手段の詳細に

について利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は、利用者がアプリケーションを利用する際の方法等を考慮して利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

② 利用者関与の機会の確保

- その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは必要な場合には同意取得を行う。また、利用者情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供することとする。これらの利用者関与の機会の確保に当たっては、利用者が容易に理解できる方法で情報提供を行うこととする。

③ 適正な手段による取得の確保¹¹・不適正利用の禁止¹²

- 利用者情報を適正な手段により取得することとする。また、取得した利用者情報について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法で取り扱わないこととする。

④ 適切な安全管理の確保¹³

- 取り扱う利用者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じることとする。

⑤ 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報の取扱いに関する苦情相談に対し適切かつ迅速に対応することとする。

⑥ プライバシー・バイ・デザイン／セキュリティ・バイ・デザイン

- 開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計することとする。利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うこととする。
- 開発時から、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーションの企画及び設計の段

¹¹ 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない【法令事項】（個人情報保護法第 20 条第 1 項）ことに留意が必要である。この点、「不正の手段」には、「偽り」のほかにも、不適法な又は適正性を欠く方法や手続も含まれ、具体的な判断については、事案ごとに同法その他の法令の趣旨や社会通念に委ねられると解されている（園部逸夫ほか『個人情報保護法の解説 第三次改訂版』（令和 4 年、ぎょうせい）161 頁）。

¹² 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない【法令事項】（個人情報保護法第 19 条）ことに留意が必要である。

¹³ 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 23 条）ことに留意が必要である。

階から、セキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むこと。

⑦ 特定の情報及び利用者の属性に応じた配慮

- 利用者本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特定の情報について適切な配慮を行うとともに、青少年の利用者情報については発達段階に応じた適切な対応を行う等、利用者の属性に応じ必要な対応を行い情報を適正に取り扱うこととする。

【補足】

個人情報保護法における個人情報への該当性等について

個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報（※）であつて」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

※本欄では生存する利用者に関する情報を想定する。

【単体で特定の個人の識別性がある場合】

スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報に特定の個人の識別性がある場合、個人情報となる。例えば、電話帳においては、一般的に氏名と組み合わせた電話番号及びメールアドレス等、特定の個人の識別が可能な情報が登録される場合が多く、一般的に電話帳を取得すると個人情報を含む内容を取得することになると考えられる。契約者情報も、一般的に、氏名と組み合わせた住所等を含み特定の個人の識別が可能であるため契約者情報を取得すると個人情報として取り扱う必要があると考えられる。

【他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人の識別性を獲得する場合】

また、スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報単体でみた場合に特定の個人の識別性がない場合であっても、取得した者が有している情報等、他の情報と容易に照合し特定の個人の識別性を獲得する場合には個人情報となる。例えば、電話番号、メールアドレス、契約者・端末固有ID、ログインID等が情報単体では特定の個人の識別性がない場合でも、契約者の氏名等個人情報と容易に照合することができる場合には特定の個人の識別性を獲得する。

また、ログインのための識別情報は、通常、単なる数字や記号等、それ単体では特定の個人の識別性を有しない。

上記の各 ID のいずれについても、それ自体にアルファベットの氏名を含む場合等、特定の個人の識別性を有することがある。

【行動履歴や利用履歴に関する情報】

行動履歴や利用履歴に関する情報としては、GPS や基地局・Wi-Fi アクセスポイント情報に基づく位置情報、通信履歴（通話内容・履歴、メール内容・送受信内容等）、ウェブサイト上の行動履歴等が蓄積される場合がある。また、アプリケーションの利用により蓄積される情報やアプリケーションの利用ログ、システムの利用に関するログ等が蓄積されることもある。これらは、それ自体で一般には特定の個人の識別性を有しないことが多いと考えられるが、長期間網羅的に蓄積した場合等において、態様によって特定の個人を識別可能となる結果、個人情報に該当する場合もある。移動履歴は、短期間のものでも、自宅、職場等の情報と等価になる場合がある。また、大量かつ多様なこれらの履歴の集積については、個人の人格と密接に関係する可能性が指摘される。

【図表 1：スマートフォンにおける利用者情報の性質と種類】

区分	情報の種類	情報の種類	利用者による 変更可能性	特定の個人の識別性等
第三者に関する情報	電 話 帳 で管理されるデータ	氏名、電話番号、メールアドレス等	×～△	電話帳には一般に氏名、電話番号等が登録されることが多く、特定の個人の識別性を有している場合が多い。
利用者の識別に係る情報	氏名、住所等の契約者情報	氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号等の情報や、クレジットカード番号等の個人信用情報等	×～△	契約者情報には一般に氏名、住所等が含まれており、特定の個人の識別性を有している場合が多い。
	ログインに必要な識別情報	各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、利用者を特定するためにログインさせる際に利用される識別情報	△～○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	・ログインのための識別情報は変更可能な場合もあり。 ・ログインのための識別情報は、それ自体で氏名等、特定の個人の識別性を有する場合もある。単なる数字や記号等で単体では特定の個人の識別性を有さない場合もあるが、アプリケーション提供事業者等において他情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を有する。
	クッキー技術を用いて生成された識別情報	ウェブサイト訪問時、ブラウザを通じ一時的に PC に書き込み記録されたデータ等	○ 利用者が必要に応じて消去することが可能	・利用者がブラウザ上で消去やオプトアウトを行うことが可能。 ・単体では特定の個人の識別性を有しないが、発行元等において他情報と照合し特定の個人の識別性を有する場合がある。
	契約者・端末固有 ID	OS が生成する ID (Android ID)、独自	×	・スマートフォンの OS やシステムプログラム、SIM

		端末識別番号 (UDID)、加入者識別 ID (IMSI)、IC カード識別番号 (ICCID)、端末識別 ID (IMEI)、MAC アドレス、Bluetooth Device Address 等	端末交換や契約変更をしない限り変更が困難	カード、端末そのもの等に割り振られ管理される。利用者は端末交換や契約変更をしない限り変更困難。 ・単体では特定の個人の識別性を有しないが、他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。 ・同一 ID に紐付けて行動履歴や位置情報を集積する場合、プライバシー上の懸念が指摘される。
	広告 ID	IDFA (Identifier For Advertisers)、AdID (Advertising ID)	○ 利用者が必要に応じて、許可・変更・修正を行うことが可能	・単体では特定の個人の識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。 ・利用者が OS 機能やその設定によって、各アプリケーションでのアクセスを個別にオプトイン又はオプトアウトすることが可能。
	ベンダーID	IDFV (Identifier for Vendor)、AppSetId	× オプトアウトの手段が提供されていないケースがある	・同じデバイス上で動作する同じベンダー (アプリケーション提供者) のアプリでは同じ値となる識別子。 ・単体では特定の個人の識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。
通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報	通信履歴	通話内容・履歴、メール内容・送受信履歴	×～△ 端末や電気通信事業者のサーバーにおいて管理	・通信相手、記録の性質等により特定の個人の識別性を有する場合がある。 ・電気通信事業者の取扱い中のものは通信の秘密の保護の対象。 ・通信履歴はプライバシー上の懸念が指摘される。

	ウェブサイト上の 行動履歴	利用者のウェブサイト上における閲覧履歴、 購入履歴、検索履歴等の行動履歴	×～△ 端末やウェブサイト 管理者、アプリ ケーション提供者 等のサーバーにお いて管理	・利用者の行動履歴や状態に関する情報については、 内容・利用目的等によりプライバシー上の懸念が指摘 される。 ・蓄積された場合等、態様によって個人が推定可能に なる可能性がある。
	アプリケーションの利 用履歴等	アプリケーションの利用履歴・記録され たデータ等、システムの利用履歴等		
	位置情報	GPS 機器によって計測される位置情報、 基地局に送信される位置登録情報、Wi-Fi ルータによって計測される位置情報、 Bluetooth ビーコンによって計測される 位置情報 ¹⁴		・内容、利用目的等によりプライバシー上の懸念があ る。 ・個人が判別できる写真・動画等は、個人情報に該当 する。
	写真・動画等	スマートフォン等で撮影された写真、動 画等		

¹⁴ 「位置情報プライバシーレポート」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000434727.pdf

外国事業者について 近年は外国事業者によるアプリケーションや情報収集モジュールの提供が多く行われている。この点について、個人情報保護法第 171 条においては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用することとされている。

また、利用規約等において、専属的合意管轄裁判所を外国裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性がある。

したがって、外国事業者であっても、我が国においてサービスを提供する場合には、本指針を参照すべきである。

1.2. アプリケーション提供者等における取組

(アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者)

1.2.1. アプリケーション提供者の取組

《期待される役割》

- アプリケーション提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負うことが強く求められる【基本的事項】。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが強く求められる【基本的事項】。
- アプリケーションに組み込む情報収集モジュールに関しても、自己の意思で組み込み、情報収集モジュールから利益を得ている場合もあることから、情報収集モジュールの組み込みにあたって上記の点に十分に配慮するとともに、情報収集モジュールの透明性の確保や利用者関与の機会を確保することができるよう、情報収集モジュール提供者と協力することが強く求められる【基本的事項】。
- 利用者情報を取得しないアプリケーション提供者においても、利用者に対し、利用者情報を取得していない旨等を、あらかじめ通知又は公表することが望ましく【望ましい事項】、また、そのアプリケーションに組み込まれた情報収集モジュールにより利用者情報の取得が行われる場合は、その旨をあらかじめ通知又は公表し、オプトアウトの機会を提供することが強く求められる【基本的事項】。

《具体的な取組内容》

1.2.1.1. プライバシーポリシーの作成¹⁵

- アプリケーション提供者は、個別のアプリケーションについて、以下の①から⑩までの事項について明示するプライバシーポリシーをアプリケーションごとに日本語であらかじめ作成し¹⁶、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが強く求められる¹⁷【基本的事項】。

¹⁵ メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営等の対象となる電気通信役務を営んでいる電気通信事業者は、外部送信規律を遵守しなければならない【法令事項】（電気通信事業法第27条の12）ことに留意が必要である。詳細については、1.2.1.7.を参照すること。

¹⁶ 一のプライバシーポリシーに、複数のアプリケーションについてまとめて記載する場合であって、アプリケーションごとに取得・利用する情報が異なる場合には、取得・利用する情報の内容や利用目的等について、アプリケーションごとに分けて記載することが求められる。

¹⁷ 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、以下の①～⑤について本人の知り得る状態に置かなければならない（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）【法令事項】（個人情報保護法第32条）ことに留意が必要である。

① 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

① アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等

- アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等を記載することが強く求められる【基本的事項】。

② アプリケーション提供者が取得する利用者情報の項目等

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、スマートフォン外部への送信等により取得する旨を記載するとともに、その取得する利用者情報の項目・内容を列挙することが強く求められる¹⁸¹⁹【基本的事項】。また、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合は、その旨を記載することが望ましい【望ましい事項】。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションの主要な機能に関する情報にのみアクセスする、アプリケーションの実行に必要な情報に限って収集及び使用する等、利用者情報の取扱いは、その利用目的との関係において適切で関連性があり、かつ、必要最小限の範囲とすることが強く求められる【基本的事項】。

③ アプリケーション提供者による取得方法

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか等取得方法を明確に示すことが望ましい【望ましい事項】。

④ 利用目的の特定・明示

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供(提供するサービス概要を簡単に記載する等)のために用いるのか、広告配信・表示やマーケティング目的のために取得するのか、それら以外の目的のために用いるのかを明確に記載することが強く求められる【基本的事項】。
 - アプリケーション自体が利用者に提供するサービス以外の目的のために利用する場合については、利用者が利用目的や利用方法を容易に想定できないことから、利用目的と取得する利用者情報の項目の関係について丁寧な説明を行うことが望ましい【望ましい事項】。

② 全ての保有個人データの利用目的

③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額

④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置

⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

¹⁸ その際、利用者への影響が大きいと考えられるものから順に記載するなど、利用者が理解しやすい方法で記載することが求められる。

¹⁹ 例えば、プロファイリングにより利用者を分類する場合において、利用者が本人の分類の状況を確認できるようにすることは、利用者情報の取扱いの予測・想定に資すると考えられる。

- 広告配信・表示やマーケティング目的のために利用者情報の取得を行う場合には、適切にその目的を明示することが強く求められる【基本的事項】。利用者に対してターゲティング広告等の配信を行う場合にはその旨記載することが強く求められる【基本的事項】。
- 利用者に関する行動・関心等の情報を分析するいわゆるプロファイリング²⁰を行う場合には、どのような取扱いが行われているかを利用者が予測・想定できる程度に利用目的を特定するとともに、かかる分析処理を行うことを含めて利用目的を特定することが強く求められる²¹【基本的事項】。
- 現段階では利用目的が明確ではなく、将来的な活用を見込んで利用目的の範囲を定めず様々な利用者情報を取得することは、必ずしも利用目的が特定されているとはいえないため、想定される利用目的の範囲をできるだけ特定し利用者に通知又は公表あるいは同意取得をした上で、その範囲で情報を取得し取り扱うことが強く求められる【基本的事項】。

⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項

【第三者提供に関する記載事項】²²

- アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合（第三者が当該情報にアクセスする権限を付与する場合を含む。）、第三者への提供を利用目的とすること及び第三者に提供される利用者情報の項目等を明確にプライバシーポリシーに記載することが強く求められる【基本的事項】。

²⁰ GDPR では「自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するため、個人データの利用によって構成されるあらゆる形式の個人データの自動的な取扱いを意味する。」（第4条）と定義されている。

²¹ プロファイリング結果に基づき、利用者にとって重要な決定が自動的に行われることがある場合には、その旨や当該決定に至る際に依拠する基準等を明示することが求められる。

²² アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合、あらかじめ本人の同意を取得することが適切である。ただし、本指針では具体的に扱わないが、オプトアウトによる第三者提供を否定するものではない。なお、個人データの第三者提供に該当する場合には、個人情報保護法に基づき、原則としてあらかじめ本人の同意を取得しなければならない【法令事項】（同法第27条第1項）ことに留意が必要である。

〔外国の第三者等に提供する場合の記載事項〕²³²⁴

- 外国にある第三者や委託先、共同利用相手へ利用者情報を提供する場合には、外国にある第三者等への提供を利用目的とすること、提供される利用者情報の項目及び提供先の第三者等の所在国の名称等をプライバシーポリシーに記載することが強く求められる【基本的事項】。

〔共同利用する場合の記載事項〕

- アプリケーション提供者が、特定の者と利用者情報を共同利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同利用される利用者情報の項目、③共同して利用する者の範囲²⁵、④利用する者の利用目的²⁶、及び⑤当該利用者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称²⁷及び連絡先²⁸を明確にプライバシーポリシーに記載することが強く求められる²⁹【基本的事項】。

〔情報収集モジュール等に関する記載事項〕

- 情報収集モジュール提供者の提供する情報収集モジュール(以下単に「情報収集モジュール」という。)が組み込まれていない場合は、アプリケーション提供者以外の第三者が情報収集モジュールを用いて利用者情報を取得しない旨をプライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。

²³ 個人情報取扱事業者は、個人データに該当する利用者情報を外国（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定める外国を除く。）にある第三者（同規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。）に提供する場合、個人情報保護法により、原則として、提供先の第三者の所在国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報提供を行った上で、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意をあらかじめ取得しなければならない【法令事項】（同法第 28 条）ことに留意が必要である。なお、個人情報保護委員会規則で定める国とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国を指す。

²⁴ 総務省告示により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報を外国に保存する場合や外国の第三者に委託する場合には、情報取扱方針に必要な事項を記載しなければならない【法令事項】（電気通信事業法第 27 条の 8）ことに留意が必要である。

²⁵ 共同利用する者の範囲には、必ずしも共同利用者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

²⁶ 利用目的は、全て記載する必要がある。利用者情報の項目によって利用目的が異なる場合は、項目ごとに利用目的を区別して記載することが求められる。

²⁷ 全共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者の氏名又は名称を記載する。

²⁸ ⑤について、個人データを共同利用する場合には、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号）ことに留意が必要である。なお、個人データの共同利用については注釈 29 も参照。

²⁹ 個人情報保護法上、特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に規定されている情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しないこととされているところ、必要な事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていない場合には、これに当たらないことに留意が必要である。

- アプリケーション提供者が情報収集モジュールを組み込む場合、アプリケーションを通じた情報収集の実態について明らかにする上で、アプリケーション提供者は、自らが組み込んでいる情報収集モジュールを用いたサービスの名称、提供者等の基本的な情報について、利用者に対して説明することが強く求められる【基本的事項】。
 - 具体的には、アプリケーション提供者は、アプリケーションに情報収集モジュールを組み込んでいる場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいても、①組み込んでいる情報収集モジュールの名称、②情報収集モジュール提供者の名称(外国にある第三者の場合はその国名)、③取得される利用者情報の項目、④利用目的、⑤情報収集モジュール提供者による情報利用の有無(ある場合はその目的)、⑥第三者提供・外国の第三者への提供・共同利用の有無等³⁰について情報収集モジュールごとに記載するとともに、各情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーにリンクを張る等して容易に参照できるようにすることが強く求められる(情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーが日本語でない場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいてその概要を明示する)【上記①～⑤はいずれも基本的事項。ただし、②の「外国にある第三者の場合はその国名」のみ望ましい事項、⑥は望ましい事項】。なお、その際、情報収集モジュールによりスマートフォン外部に利用者情報が送信される旨が分かるようにプライバシーポリシーに記載し、利用者の求めに応じて情報送信又は利用の停止(オプトアウト)の機会を提供することが強く求められる【基本的事項】。
- ⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法
- 同意取得の方法:同意取得の対象となる利用者情報の範囲・取扱方法等についてプライバシーポリシーに記載することが強く求められる【基本的事項】。また、同意取得の方法がダークパターンとならないよう留意することが強く求められる【基本的事項】。
 - 利用者情報の取扱いについて同意しなければ利用することができない機能と、同意をせずとも利用することができる機能がある場合には、同意を取得する前に明示するとともに、あらかじめ同意をしない選択肢も提示することが望ましい【望ましい事項】。
 - 利用者関与の方法:利用者情報の取得・利用を中止する方法等をプライバシーポリシーに記載することが強く求められる【基本的事項】。
 - アプリケーション提供者による利用者情報の取得・利用を中止してほしい場合に、アプリケーションそのものをアンインストールする以外に方法がないときは、その旨プライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。

³⁰ 情報収集モジュールにより③取得される情報の項目、④利用目的、⑤第三者提供・共同利用の有無等について、情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能であるが、その場合には、リンク先の記載の概要を併記することが求められる。

- アプリケーションを使用しながら、アプリケーション提供者による利用者情報の取得が中止される方法がある場合、又は利用者情報の取得は継続されるがその利用が中止される方法がある場合には、そのいずれであるかが分かるようにしてプライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。
- 利用者情報の取得・利用を中止することにより利用することができなくなる機能がある場合には、利用できなくなる範囲について明示することが望ましい【望ましい事項】。
- プロファイリングを含むアプリケーション提供者による利用者情報の取扱いに異議がある場合に、その旨アプリケーション提供者へ申し立てる方法についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。

⑦ 問合せ窓口

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報の取扱いに関する問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス、問い合わせフォーム等)をプライバシーポリシーに記載することが強く求められる【基本的事項】。

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

- プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載することが望ましい【望ましい事項】。

⑨ 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項

- 利用者情報の取得・利用の停止を利用者が求めることができるか否かをプライバシーポリシーに記載するとともに、停止を求める方法について記載することが強く求められる【基本的事項】。また、停止後にアプリケーションを継続して利用することが可能であるかについて記載することが望ましい【望ましい事項】。
- データポータビリティを確保している場合には、利用者情報の移転を行う方法や、移転先の条件についてプライバシーポリシーに記載することが期待される【ベンチマーク事項】。

⑩ 委託に関する事項

- 利用者情報の委託を行う場合には、委託を行う情報の内容や委託先、委託の目的をプライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。

【補足】

プライバシーポリシーは、基本原則に定められた「透明性の確保」や「利用者関与の機会の確保」等を実現するための中核となる手段である。そのため、アプリケーション提

供者の取組として、まずプライバシーポリシーの具体的な作成項目を示している。

様々な利用者情報が大規模に蓄積されるスマートフォンにおいては、アプリケーションのプライバシーポリシーについては原則として企業全体のプライバシーポリシーやアプリケーションの利用規約と別に策定されることが求められる。また、アプリケーションのプライバシーポリシーを策定する際には、企業全体のプライバシーポリシーや当該アプリケーションの利用規約との整合性について確認し、必要に応じて調整を行うことが求められる。

なお、利用者から観た際に、利用者情報の取得がされないためプライバシーポリシーを作成・公表していないのか、取得がされているにもかかわらず作成・公表していないのか不明確であると利用者が不安になる可能性があるため、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に鑑み、利用者情報をアプリケーション提供者が取得していない場合においてもプライバシーポリシーを通知又は公表することが求められる。具体的には、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していない場合には、①、②、⑦及び⑧を記載したプライバシーポリシーへのリンクを張る、又はアプリストアのアプリケーション紹介文において記載する等して公表することが考えられる。

1.2.1.2. プライバシーポリシー等の運用

(1) 通知・公表又は同意取得の方法

【一般的な取扱い】

- アプリケーション提供者は、プライバシーポリシーを定め公表するとともに、アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが強く求められる³¹【基本的事項】。
- アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者がスマートフォンの画面上で容易に理解できるように、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成して利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張る等、利用者にとって分かりやすい方法³²³³で示されることが望ましい(概要から詳細なプライバシーポリシーへリンクを張る方法等も有用である)【望ましい事項】。

³¹ アプリケーションをダウンロード又は利用開始した後に利用者がプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロード又は利用開始する前に通知又は公表することが求められる。なお、原則としてアプリストアのアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが求められる。ただし、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーが掲示されていることが求められる。

³² 例えば、1.2.1.1.に示したプライバシーポリシーに記載する事項について、アプリケーションごとにその概要を作成し、アイコン等を用いてアプリストアの個別ページに掲示する方法が考えられる。

³³ 利用者の属性（こども、高齢者等）に配慮して適切な情報提供が行われることが求められる。

- プライバシーポリシーによる通知又は公表あるいは同意取得は、原則として利用者がアプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始しようとする前に行うことが望ましく、それらの時点で行うことが難しい場合には、初回起動時に処理が実行される前に行うことが望ましい【望ましい事項】。
- 特に同意取得を要する利用者情報³⁴については、アプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始する前、初回起動時に処理が実行される前等、当該情報を取得するための処理が実行される前に同意取得が行われるように設計することが強く求められる【基本的事項】。
- アプリケーションに関する OS によるパーミッションは一般にアプリケーションがどのような情報にアクセスするかを示しているが、利用目的やスマートフォン外部への送信・第三者提供・共同利用の有無等の項目の記載がない場合には、OS によるパーミッションのみでは本項に示す通知又は公表あるいは同意取得として十分ではないことに留意することが強く求められる³⁵【基本的事項】。
- OS によるパーミッションが表示される際に別途³⁶アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーのリンク先を示すなどの方法により通知又は公表を行うか、必要に応じて個別の情報に関する同意取得等を行うことが期待される【ベンチマーク事項】。

【同意取得等を要する利用者情報の取扱い】

- アプリケーション提供者による、プライバシー性が高いと考えられる利用者情報の取得又は利用のうち、現状の利用実態を踏まえ代表的なものの取扱いについて、以下のとおり個別に対応することが求められる。

① 個人情報を含む電話帳情報 アプリケーションが提供するサービスの目的に応じ必要とされる範囲（フィールド）を限定するとともに、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい³⁷【望ましい事項】。

② センシティブ情報³⁸ 不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその

³⁴ 個人情報取扱事業者が、病歴、健康診断の結果等の要配慮個人情報に該当する利用者情報を取得する場合、個人情報保護法により原則としてあらかじめ本人の同意を取得しなければならない【法令事項】（同法第 20 条第 2 項）ことに留意が必要である。

³⁵ OS のパーミッション等において、実際に取得される情報の項目及び利用目的等が具体的に記載されるような形式がとられた場合等には、当該パーミッションにより通知・同意を行う可能性もある。

³⁶ OS のパーミッションを表示する際に合わせて表示される自由記入欄にプライバシーポリシーを表示することも一案と考えられる。

³⁷ その場合であってもこれらの情報は第三者に関する個人情報を含むにもかかわらず、一方当事者である利用者の同意のみしか得られていないため、利用者の一定の責任を免れない場合もあると考えられる。

³⁸ 人種・信条・病歴等のほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する利用者情報をいう。

取扱いに特に配慮を要する情報を収集する場合については、取得する情報の項目を明示した上で、個別の情報に関する同意取得を行うことが強く求められる³⁹【基本的事項】。また、プロファイリングによりセンシティブ情報を予測・生成する行為は、センシティブ情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられることから、原則として実施しないこととし、実施する場合には、利用者本人に対して個別の同意取得を行うことが望ましい【望ましい事項】。

- ③ こどもの利用者情報⁴⁰ こどもが利用する可能性があるサービスを企画・開発する際には、こどものプライバシーを高い水準で確保するための適切な措置を講じることが望ましい⁴¹【望ましい事項】。例えば、プライバシーポリシーを簡潔で目立つように、利用者の年齢に適した明確な表現で記載したりすることが考えられる⁴²【望ましい事項】。また、特に低年齢のこどもに関する利用者情報の取扱いに当たっては、事前に法定代理人等から個別の情報に関する同意取得を行うことが強く求められる⁴³【基本的事項】。さらに、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示は実施しないことが望ましい【望ましい事項】。

- ④ 利用者行動のトラッキング 利用者は、端末やアプリケーション等によって提供される広告 ID 等の識別子に関連付けられることがあり、これらの識別子を他の情報と組み合わせることで、特定の個人の識別性を獲得する可能性があると考えられること、また、特定の個人の識別性は獲得しないものの利用者に対するプロファイリングが可能となることから、プライバシー侵害を回避する観点又は利用者利益の保護の観点から、事業者横断的なトラッキングを実施するために利用者情報を取得する際には、個別の情報に関する同意取得を行うこと

³⁹ 個人情報取扱事業者が、個人情報保護法上の要配慮個人情報を取得する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない【法令事項】（同法第 20 条第 2 項）ことに留意が必要である。

⁴⁰ 対象とする年齢範囲については、例えば米国の児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）は 13 歳未満を対象としているほか、GDPR におけるこどもの同意については、16 歳未満（加盟国ごとに 13 歳を下回らない範囲で設定が可能）の場合は親権者による同意が必要とされており、これらを参考とすることが考えられる。

⁴¹ 英国 Children's Code（Age Appropriate Design Code）が示す行動規範も参照しながら、プライバシーポリシーの作成・運用、アプリの開発等を行うことも考えられる。

⁴² こども向けのプライバシーポリシーを別途用意することも有用である。

⁴³ 個人情報保護法上、本人同意の取得が必要であり、当該本人が未成年である場合については、「対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下のこどもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられ」とされていることにも留意が必要である（個人情報保護委員会『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A』QA1-62）。

が望ましい⁴⁴【望ましい事項】。

- ⑤ 契約者・端末固有 ID 等、契約や端末に対して一義的に指定・作成され、利用者側で変更が困難であるが、幅広い主体により利用される可能性があるものが ID 等の情報を取得するアプリケーション提供者等において特定の個人の識別性を有する情報と結びつきうる形で利用される場合、同一 ID の上に様々な情報が時系列的に蓄積し得ること、当該アプリケーション提供者等又は第三者において特定の個人の識別性を有する可能性があることから、個人情報保護法への抵触やプライバシー侵害の可能性を考慮し、個人情報に準じた形で取り扱うことが強く求められる【基本的事項】。具体的には、取得される項目及び利用目的を明確に記載し、その目的の範囲内で適正に扱うこととすることが強く求められる⁴⁵【基本的事項】。
- ⑥ GPS 等による位置情報⁴⁶は、アプリケーションが提供するサービスの提供又は機能に直接関連する場合にのみ取得することが強く求められる【基本的事項】。また、アプリケーション提供者は、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが強く求められる【基本的事項】。また、アプリケーション提供者は、取得する位置情報の粒度や、取得する条件について利用者が設定可能とする等、取扱いに留意することが望ましい【望ましい事項】。
- ⑦ 通信内容・履歴、メール内容・送受信履歴等の通信履歴の取得 通信相手等の特定の個人の識別性を有する場合があること、及び通信の内容を含むプライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが強く求められる⁴⁷【基本的事項】。

⁴⁴ 電気通信事業法における外部送信規律は、同意の取得を義務とするものではなく、通知又は容易に知り得る状態に置くことを義務付けているところ、同意の取得についてはここでは取り組むことが望ましい事項として記載している。

⁴⁵ これらの情報は個人情報や個人関連情報に該当し得るため、個人情報保護法の規定を遵守する必要があることにも留意が必要である。例えば、個人情報に該当する場合、個人情報取扱事業者は、その取扱いに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 17 条第 1 項）。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない【法令事項】（同法 18 条第 1 項）。

⁴⁶ 位置情報の同意取得については、例えば、総務省の「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」（平成 26 年 7 月）も参考となり得る。また、電気通信事業者においては、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第 41 条も合わせて参照されたい。

⁴⁷ 通信の相手方や内容に含まれる第三者の同意を得ない場合に、アプリケーション提供者等や利用者が一定の責任を免れないこともあると考えられる。

- ⑧ スマートフォンのアプリケーションの利用履歴⁴⁸やスマートフォンに保存された写真・動画 アプリケーションによるサービス提供のために必要な範囲で用いられる場合を除き、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい【望ましい事項】。また、アクセス範囲の限定等の設定を可能にする等、取扱いに留意することが望ましい【望ましい事項】。

【補足】

1. プライバシーポリシー等の運用

プライバシーポリシーにより、利用者に対し、利用者情報の取得等に関して説明することは、アプリケーション提供者が社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報の保護に関する基本方針では、プライバシーポリシー等を策定・公表することにより、「個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組む等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である」ことが示されている。

さらに、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインにおいては、「電気通信事業者は、アプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である」ことが定められており、事業者単位でのプライバシーポリシーではなく、アプリケーション単位でプライバシーポリシーを定め、公表することが示されている。

こうした観点により、1.2.1.1.プライバシーポリシーの作成において、具体的なプライバシーポリシーの項目を示しているが、プライバシーポリシーは、あくまでも手段であり、適切に運用されて初めて、利用者の信頼を得ることができるとともに、アプリケーション提供者の関係法令等の遵守に資するものである。そこで本節では、プライバシーポリシー等の運用に関わる具体的な取組を示した。

2. プライバシーポリシーの掲示場所等

プライバシーポリシー等を適切に運用し、透明性を高めるためには、利用者が容易にプライバシーポリシーを確認できることが重要である。そのような観点から、容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることを求めている。

⁴⁸ アプリケーションの品質向上等のために当該アプリケーションの利用履歴等を活用することは、アプリケーションにより提供されるサービス提供の一環と考えられるため、プライバシーポリシー等に明示しアプリケーションに関する通知又は公表あるいは同意取得を行うことで可能である。一方、他アプリケーションの利用履歴等については、分析、広告配信・表示やマーケティングを目的として取得することは望ましくない。アプリケーションのサービス提供に関連する場合であっても、個別の情報に関する同意取得を行うことが求められる。

3. 通知・公表又は同意取得のタイミング

まず、アプリケーションをダウンロード又は利用開始した後にプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロード又は利用開始する前に通知又は公表することが求められる。なお、原則としてアプリストアのアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが考えられるが、一方で、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーを掲示することが求められる。

4. 同意取得等を要する利用者情報の取扱い

「プライバシー情報の収集について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様で収集されたということはできない」（東京地判平成 22 年 10 月 28 日 客室乗務員 DB 事件）といった裁判例など、プライバシー性の高い情報を取得・利用・提供する場合、本人の同意があればプライバシー権侵害に当たらない場合がある。そのような観点から、アプリケーション提供者等がプライバシー性の高い利用者情報を取得する場合又はプライバシー性の高い態様で利用者情報を利用する場合には、個別の取得・利用に関する同意を取得することによりプライバシー侵害を回避しうる。

有効な同意と認められるかは、事案に応じて検討が必要である。例えば、アプリケーションに関する OS によるパーミッションにより「アプリケーションが当該情報にアクセスする権限」に対する許諾を得たとしても、「利用目的」、「利用者情報の外部送信」及び「第三者提供」について説明がない場合には、単体では第三者提供に係る同意取得の条件を満たしているとはいえないとの指摘がある。

（２）利用者関与の方法

- 利用者情報が、プライバシーポリシーに反して、取得され又は取り扱われていることが明確である場合等については、利用者からの申出を受け利用の停止又は消去を行うことが強く求められる【基本的事項】。また、その手段についてプライバシーポリシーへ記載する等、利用者にとって参照しやすい方法で情報提供されることが強く求められる【基本的事項】⁴⁹。

⁴⁹ 個人情報保護法上、保有個人データが特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われている場合など一定の場合については、本人は当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができ（同法第 35 条第 1 項）、また、保有個人データが第三者提供等に関する規制に違反して第三者に提供されている場合には、本人は当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる（同条第 3 項）とともに、保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合などにおいては、本人は当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することが

- 利用者が利用者情報の範囲・取扱方法について同意した場合であっても、その同意の後に、簡単にアクセスでき、かつ、分かりやすい方法で当該同意の撤回等ができる機会を提供し、また、同意の撤回方法をプライバシーポリシーに記載することが望ましい【望ましい事項】。
- ダークパターンを回避するため、同意を取得する場合と同程度の操作により同意の撤回画面へアクセスできるようにすることが望ましい【望ましい事項】。

(3) アプリケーションの更新等によるプライバシーポリシーの変更

- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーを変更する場合は、利用者に対し、通知することが強く求められる⁵⁰【基本的事項】。
- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーに定めた利用目的から関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的が変更となる場合には、利用者から同意を取得することが強く求められる⁵¹【基本的事項】。
- なお、アプリケーションの更新等により、当初の同意取得の対象であった利用者情報の範囲・取扱方法が変更される場合には、元の利用者情報の範囲・取扱方法について、利用者との間での合意が成立しているため、利用者から同意を取得することが強く求められる【基本的事項】。

1.2.1.3. 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者は、利用者情報の取扱いに関する苦情や相談の適切かつ迅速な処理に努める。具体的には、苦情相談の窓口・連絡先を設置する等必要な体制の整備に努めることが強く求められる【基本的事項】。

[情報収集モジュールを組み込む場合の取扱い]

- アプリケーション提供者は、利用者から、情報収集モジュール提供者による利用者情報の取扱いに関する苦情相談があった場合であって、自らその苦情相談を処理することができないときは、情報収集モジュール提供者の相談窓口・連絡先に利用者を誘導することが望ましい【望ましい事項】。

できる（同条第5項）。また、これらの請求に応じる手続は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない【法令事項】（同法第32条第1項第3号）こととされている。

⁵⁰ 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない【法令事項】（個人情報保護法第21条第3項）ことに留意が必要である。

⁵¹ 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を取得しなければならない【法令事項】（個人情報保護法第18条第1項）ことに留意が必要である。

1.2.1.4. 適切な安全管理措置

- 取り扱う利用者情報が漏えい、滅失又はき損の危険にさらされないように、利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが強く求められる【基本的事項】⁵²。
- 利用目的に必要な期間に限り保存し、目的達成等により不要となった際には、適切に消去することが強く求められる【基本的事項】。
- 利用者がアプリケーションをアンインストール等したこと又は一定期間利用していないことが判明した後のデータの保存期間、その後の処理等についてあらかじめ定めておくことが望ましい【望ましい事項】。
- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者が、利用目的の達成に必要な範囲において、利用者情報の取扱いの全部又は一部を外部委託する場合は、委託先における利用者情報の取扱いの安全管理についても監督することが強く求められる【基本的事項】

⁵³。

1.2.1.5. アプリケーションの開発時における留意事項

- アプリケーション提供者は、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるように、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおける利用者情報の取り扱われ方について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが強く求められる【基本的事項】。アプリケーション提供者がアプリケーションの開発を委託する場合、委託先とともに利用者情報の取扱いに関する要求事項を整理し、当該要求事項がアプリケーションに組み込まれるよう指示し、監督することが強く求められる【基本的事項】。加えて、アプリケーション提供者は、あらかじめプライバシーポリシーを作成するとともに、委託先からのアプリケーションの納品を受ける際に、プライバシーポリシーの記載事項とアプリケーションの挙動が一致するかを検証することが強く求められる【基本的事項】。

1.2.1.6. ダークパターン回避の対応

- 利用者利益の保護を図るため、サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損

⁵² 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 23 条）ことに留意が必要である。なお、講じなければならない措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる（ガイドライン通則編 3 - 4 - 2）。

⁵³ 個人データについては、委託した個人データの安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 25 条）ことに留意が必要である。

なったりする方法で利用者情報の取扱いを行わないことが強く求められる⁵⁴【基本的事項】。

【補足】

ダークパターンの具体的な事例は、例えば以下の場合が考えられる⁵⁵。

- アプリケーションの利用開始後に利用者情報の取得・利用をオプトアウトすることが可能であるにもかかわらず、利用開始時には同意を拒否する選択肢が提示されず、デフォルトで同意をすることとなっている場合。
- 同意を取得する場合の操作に比べ、同意を撤回する場合の操作が煩雑になっている場合、又は同意を撤回する方法に容易に到達することができない場合。
- 同意の取得画面において、同意ボタンが目立つように表示されており、拒否するボタンが表示されていない又は目立たない形で表示されている場合。
- 利用者が一度拒否したにもかかわらず、同意が得られるまで繰り返し同意取得画面を掲出する場合。
- 同意の取得画面又はその直前の画面において、利用者情報の取得・利用に同意することによるメリット又は同意しないことによるデメリットのみを強調し、同意へ誘導している場合。
- 同意取得時に、利用者に対して金銭等のインセンティブを提示することにより、同意へ誘導している場合。
- 同意取得時に、後で同意を撤回する方法が用意されている旨説明していたにもかかわらず、実際には同意を撤回する方法が用意されていない場合。情報の取得範囲を利用者が設定できるようにしている場合において、より多くの情報を取得する選択肢がデフォルトで選択されている場合。

1.2.1.7. 電気通信事業法への対応

- 通信の秘密⁵⁶に該当する利用者情報の取扱いについては、電気通信事業法第4条において、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならない【法令事項】こととされている点に留意が必要である。
- 総務省告示により指定された電気通信事業者においては、特定利用者情報の取扱いについて、情報取扱規程の策定・届出、情報取扱方針の策定・公表等の対応を行わ

⁵⁴ 本指針においては、あくまで基本的事項として記載しているが、関係する他法令においてこのような取扱いが禁止されている場合には、当該法令に従い対応する必要がある。

⁵⁵ パターンの具体的な事例については、欧州データ保護会議（EDPB）による”Guidelines 03/2022 on Deceptive design patterns in social media platform interfaces: how to recognise and avoid them” (https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-032022-deceptive-design-patterns-social-media_en) や、OECD による”Dark Commercial Patterns” (https://www.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/dark-commercial-patterns_44f5e846-en) を参考に記載している。

⁵⁶ 通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。

なければならない【法令事項】。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参照すること。

- メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営等の対象となる電気通信役務を営んでいる電気通信事業者は、利用者に関する情報を利用者の端末の外部に送信させる場合⁵⁷には、送信される情報の内容や送信先、利用目的等について通知、公表、本人同意の取得又はオプトアウト措置を行わなければならない【法令事項】。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参照すること。
 - 本人同意の取得及びオプトアウト措置については、必ずしも法令上の義務が課されるものではないが、利用者関与の機会の確保の観点からは、本指針を参考に対応することが望ましい【望ましい事項】。

1.2.2. 情報収集モジュール提供者の取組

《期待される役割》

- 情報収集モジュール提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負うことが強く求められる【基本的事項】。
- 加えて、情報収集モジュール提供者は、情報収集モジュールの挙動や取得した情報の利用に一義的に関与していることから、情報収集モジュールの利用者情報の取扱いに関する透明性等が確保されるようアプリケーション提供者を支援することが望ましい【望ましい事項】。

《具体的な取組内容》

1.2.2.1. プライバシーポリシーの作成

- スマートフォンから利用者情報を収集する情報収集モジュール提供者は、1.2.1.1 を踏まえ、プライバシーポリシーを作成することが望ましい。その際、1.2.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.2.2.2. プライバシーポリシーの運用等

- 1.2.1.2 を踏まえて、プライバシーポリシーの運用等を実施することが望ましい。その際、1.2.1.2 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と読み替えるものとする。
- ただし、アプリケーションの利用者に対する通知又は公表あるいは同意取得に関しては情報収集モジュール提供者自身が実施することは困難だと考えられ、アプリケーション提供者を介して行われることが想定されるため、情報収集モジュール提供者は、関連す

⁵⁷ 委託先に対する送信についても例外ではないことに留意が必要である。

る内容を含むプライバシーポリシーを公表し、アプリケーション提供者へ通知することが強く求められる【基本的事項】。

- アプリケーションの利用者から、情報収集モジュール提供者に対し、取得した利用者情報に関する問合せ又は取得した利用者情報の消去等の申出があった場合、必要に応じてアプリケーション提供者と協力し、これに応じることが強く求められる【基本的事項】⁵⁸⁵⁹。
- プライバシーポリシーの内容について変更があった場合は、プライバシーポリシーを更新するものとし、プライバシーポリシーの内容について重要な変更があった場合には、プライバシーポリシーを更新し、公表するとともに、アプリケーション提供者へ通知することが強く求められる⁶⁰【基本的事項】。

1.2.2.3. 苦情相談への対応体制の確保、適切な安全管理措置及びダークパターン回避の対応

- 苦情相談への対応体制の確保及び安全管理措置については、1.2.1.3、1.2.1.4 及び 1.2.1.6 を踏まえて取り組むことが強く求められる【基本的事項】。

1.3. 他の関係事業者等における取組

- 適切な取扱いや利用者における安全・安心の向上のために、アプリケーション提供者等以外の関係事業者等についても、基本原則等を考慮しつつ、以下のような取組をそれぞれの立場で、また相互に協力しつつ進めることが求められる。

1.3.1. アプリストア運営事業者⁶¹、OS 提供事業者

- アプリストア運営事業者は、アプリケーション提供者等において、「1.2 アプリケーション提供者等における取組」における事項が実施されているか確認することが望ましい【望ましい事項】。
- アプリストアへのアプリケーションの登録審査時に本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表することが望ましい【望ましい事項】。

⁵⁸ 個人情報取扱事業者は、本人から個人情報保護法第 35 条第 1 項の規定に基づく保有個人データの利用停止又は消去の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない【法令事項】（同法第 35 条第 2 項）ことに留意が必要である。

⁵⁹ 本人確認が不可能な場合など適切かつ合理的な方法により当該申出に応じることが出来ない場合は、利用者に対し、その理由とともに応じることが出来ない旨を説明する。

⁶⁰ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない【法令事項】（個人情報保護法第 21 条第 3 項）ことに留意が必要である。

⁶¹ アプリストアの運営に当たっては、例えば、英国の“Code of practice for app store operators and app developers” (<https://www.gov.uk/government/publications/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers-new-updated-version>)（以下、「英国コード・オブ・プラクティス」という。）が示す行動規範を参照することが考えられる。

- アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが強く求められる⁶²⁶³【基本的事項】。
- アプリストアの個別のアプリケーションページ上にプライバシーポリシーや取得される情報の概要等の表示場所を提供する、表示すべき事項や標準的なアイコンを示す等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援することが望ましい【望ましい事項】。
- 説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応(アプリストアから削除する等)を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい【望ましい事項】。
- OS によるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続することが望ましい【望ましい事項】。目的に応じ注意すべきパーミッション等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討することが望ましい【望ましい事項】。
- 必要に応じ関係事業者や業界団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることが望ましい【望ましい事項】。

【補足】

アプリストアにおいて、仮にプライバシー侵害を行うアプリケーションが多数販売されているような場合、アプリストア運営事業者は、ユーザーに対して注意喚起その他の義務を負うと解される可能性があることから、アプリケーション提供者等に対する、各種取組を行うことが求められる。

なお、アプリストアや OS の利用規約等において専属的合意管轄裁判所を国外の裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性があることは既に述べたとおりである。

1.3.2. 移動体通信事業者・端末製造事業者

- スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知することが望ましい(例えば、従来の携帯電話との違い⁶⁴、情報セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等)【望ましい事項】。

⁶² 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和 2 年法律第 38 号、以下「デジタルプラットフォーム取引透明化法」という。)に基づき、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定を受けた事業者は、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶を行うときには、当該拒絶の内容及び理由を開示しなければならない【法令事項】(デジタルプラットフォーム取引透明化法第 5 条第 3 項第 2 号)ことに留意が必要である。

⁶³ アプリケーション提供者へのフィードバックの方法については、英国コード・オブ・プラクティスにおける開発者に対する明確なフィードバックに関する規範を参照することが考えられる。

⁶⁴ 水平分業モデルで PC と類似した自由度があるが、マルチステークホルダーで自己責任リスクがあるスマートフォンの違いを十分周知する必要がある。

- 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、アプリケーション提供者等に対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促すことが望ましい【望ましい事項】。プライバシーポリシー等の表示場所を提供する等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援するとともに、必要に応じ関係事業者や団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることが望ましい【望ましい事項】。
- 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリストアから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい【望ましい事項】。
- 今後「利用者」として増加する可能性があるのは、現在スマートフォンを使いこなしている層に加えて、ICT リテラシーに乏しい消費者、高齢者等と考えられることから、移動体通信事業者はリテラシーに応じたスマートフォンの機器やサービス設計、周知啓発活動を端末製造事業者との協力も考慮しつつ検討することが望ましい【望ましい事項】。

【補足】

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインでは、「電気通信事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である」と定められており、各関係者の取組の促進に資することが期待される。

1.3.3. その他関係しうる事業者等

- 独自の基準に基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトやアプリケーションに関する広告は、利用者がアプリケーションを認知し、選択する際に影響力を有する情報源となる場合がある。
- アプリケーション紹介サイト運営者、アプリケーションを通じて取得された利用者情報を用いて広告に関する事業を行う者等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や利用者情報取得、第三者提供等の方法が適切でないアプリケーションが判明した場合の対応を検討する等、基本原則や指針等を考慮しつつ、取組を協力して進めることが望ましい【望ましい事項】。

1.4. セキュリティの確保に係る取組⁶⁵

1.4.1. アプリケーション提供者等

1.4.1.1. アプリケーション提供者⁶⁶

[セキュリティ・バイ・デザインを確保するための取組]

- アプリケーション提供者は、アプリケーションの開発時には、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおけるセキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが強く求められる(例:業界標準の暗号化技術の使用⁶⁷、最小権限、セキュアコーディング等)【基本的事項】。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて使用する情報収集モジュールについて、セキュリティの確保の観点から内容を確認することが強く求められる【基本的事項】。

[脆弱性があるアプリケーションへの対応等]

- アプリケーション提供者は、アプリケーションに係る脆弱性情報を継続して収集するとともに、アプリケーション内に発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう、脆弱性情報の窓口・連絡先を設置する等必要な体制を整備することが強く求められる【基本的事項】。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する際にはセキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が含まれないようにあらかじめ確認するとともに⁶⁸、セキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が発見された場合には、アプリケーションのアップデートを適切かつ迅速に提供する等、必要な対応を取ることが強く求められる【基本的事項】。

⁶⁵ 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない【法令事項】(個人情報保護法第23条)ことに留意が必要である。なお、講じなければならない措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる(ガイドライン通則編3-4-2)。

⁶⁶ 情報システム等の供給者は、利用者が情報システム等の安全性及び信頼性の確保のために講ずる措置に配慮した設計・開発、適正な維持管理に必要な情報の継続的な提供など、利用者がサイバーセキュリティの確保のために講ずる措置を支援する取組を行うよう努めなければならない【法令事項】(サイバーセキュリティ基本法第7条第2項)。

⁶⁷ 例えば、CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) の電子政府推奨暗号リストに掲載されている暗号技術を参照すること等が考えられる。

⁶⁸ アプリケーション提供者による脆弱性の確認手段として、例えば以下のような取組が参考になる。

・第三者による脆弱性評価の実施(脆弱性診断サービスなどの客観的かつ専門的視点をもつ診断事業者による脆弱性評価の取組)

・ウェブサービスに対するペネトレーションテストの実施(スマホアプリと連携して動作するウェブサービス・API サービスに対するセキュリティ態勢の脅威ベースでの評価の実施の取組)

・事業基盤(サービス環境)に対するペネトレーションテストの実施(サービスを提供する事業者や組織の事業基盤に対する、セキュリティ態勢の脅威ベースでの評価の実施の取組)

・ツールによる脆弱性診断の実施(オープンソースツールなどを利用した脆弱性診断ツールによる脆弱性の評価の取組)

- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて個人情報漏えい等のセキュリティインシデントが発覚した場合には、関係者に対して適切かつ迅速に周知することが強く求められる【基本的事項】⁶⁹。

1.4.1.2. 情報収集モジュール提供者

- 情報収集モジュール提供者は、1.4.1.1を踏まえ、セキュリティの確保に取り組むものとする。その際、1.4.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.4.2. アプリストア運営事業者、OS 提供事業者

- セキュリティの確保の観点から、アプリストア運営事業者は、次に掲げる取組を進めることが望ましい。

【アプリストアとしての基本的対応】

- ① アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する(例:業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング 等)ことが期待される【ベンチマーク事項】。
- ② アプリストア内で提供されるアプリケーションについて、利用者情報が保存・処理される法域、利用者情報へのアクセスが許可される者の範囲、利用者情報へアクセスする目的、アップデートの最終更新日等の情報を公開し、利用者が購入及びダウンロードする前に確認可能な場を設けることが望ましい【望ましい事項】。

【脆弱性があるアプリケーションへの対応】

- ③ アプリストア内で提供されるアプリケーションが、脆弱性報告のための窓口を有し、かつ、アプリケーション提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認することが期待される⁷⁰【ベンチマーク事項】。
- ④ アプリケーション提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリケーションが最新版にアップデートされるよう促す等、必要な対応を取ることが望ましい【望ましい事項】。
- ⑤ アプリケーションが長期間アップデートされない場合には、アプリケーション提供者にアプリのサポート状況を確認することが望ましい⁷¹【望ましい事項】。

⁶⁹ 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損等の事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない【法令事項】(個人情報保護法第 26 条) ことに留意が必要である。

⁷⁰ 関連する取組として、アプリケーション提供者は、適切な手段により脆弱性開示の取組を実施することが求められる。

⁷¹ 関連する取組として、アプリケーション提供者は、サポート終了時にアプリストア運営事業者に連絡することが求められる。

[不正なアプリケーションへの対応]

- ⑥ アプリストアにおいて、利用者等が不正なアプリケーションを報告できるよう報告窓口を設置することが望ましい【望ましい事項】。
- ⑦ 不正なアプリを発見した場合には、速やかに当該アプリを削除するとともに、当該アプリケーションを作成したアプリケーション提供者が開発した他のアプリケーションについても調査を行うことが望ましい【望ましい事項】。

[アプリケーション削除・掲載拒否時の対応]

- ⑧ アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが強く求められる【基本的事項】⁷²⁷³
- OS提供事業者は、利用者のためにセキュリティやプライバシーを保護するため、アプリストアが上記の取組を実施することを奨励するとともに、必要な措置を講じることが望ましい【望ましい事項】。

⁷² デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定を受けた事業者は、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶を行うときには、当該拒絶の内容及び理由を開示しなければならない【法令事項】（デジタルプラットフォーム取引透明化法第5条第3項第2号）ことに留意が必要である。

⁷³ アプリケーション提供者へのフィードバックの方法については、英国コード・オブ・プラクティスにおける開発者に対する明確なフィードバックに関する規範を参照することが考えられる。

1.5. 青少年の保護に係る取組

1.5.1. アプリケーション提供者

- アプリケーション提供者は、自ら提供するソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成コンテンツなど青少年⁷⁴と他の利用者の交流などが発生するアプリケーションにおいて、例えば、青少年による利用者情報の発信に係る注意喚起の仕組みや機能、青少年のプライバシーを含む情報など青少年保護の観点から不適切と考えられるコンテンツを報告する機能を備えるなど迅速に対応できる体制、ユーザーが不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能などを備えることが望ましい【望ましい事項】。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて、青少年保護の観点から利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断が必要になる場合に、保護者の関与に関する仕組みや機能を備えることが強く求められる【基本的事項】。

1.5.2. アプリストア運営事業者

- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストアに掲載する個別のアプリケーションに関して審査を行うことが望ましい⁷⁵【望ましい事項】。当該審査を行う場合には、年齢制限設定（レーティング）に関する基準⁷⁶⁷⁷を設定し、適切な年齢制限設定が行われるよう確認することが望ましい【望ましい事項】。
- アプリストア運営事業者は、アプリストアへのアプリケーションの登録審査について、その基準を作成し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが強く求められる【基本的事項】⁷⁸。
- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストア内に青少年向けアプリケーションを集めた専用の分類を設けることが望ましい【望ましい事項】。

1.5.3. OS 提供事業者

- OS 提供事業者は、アプリストア運営事業者において、前節において取り組むことが望ま

⁷⁴ 青少年は18歳未満とされているが、利用者情報の取扱いに当たっては発達段階に対応した配慮を行うことが求められる。

⁷⁵ OS 提供事業者が個別のアプリケーションに関して審査を行う場合を含む。

⁷⁶ 各国で広く一般に使用されている基準や国際的なレーティング基準（IARC（国際年齢評価連合）を含む）を採用することなどが考えられる。アプリストアの利用に関する年齢制限を設けている場合は、年齢制限設定（レーティング）を行うことを要しない場合がある。

⁷⁷ 年齢制限の設定が適切に機能するためには、関係事業者等により年齢等の発達段階が適切に把握されることが重要である。今後の技術的手段の発達や市場の状況を踏まえ、検討を行う。なお、年齢等の発達段階の把握の目的のために収集した情報は他の目的に使用しないことに留意が必要である。

⁷⁸ デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定を受けた事業者は、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶を行うときには、当該拒絶の内容及び理由を開示しなければならない【法令事項】（デジタルプラットフォーム取引透明化法第5条第3項第2号）ことに留意が必要である。

しいとされている事項が実施されているか必要な確認を行うとともに、適切な措置を講ずることが望ましい【望ましい事項】。

- OS 提供事業者は、上記の措置に関して、アプリストア運営事業者に対して適切な説明及び情報提供を迅速に行うことが望ましい【望ましい事項】。
- OS 提供事業者は、個別のアプリケーションに関して審査を行う場合には、その基準を設定し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが望ましい【望ましい事項】。
- OS 提供事業者は、アプリストアにおける個別のアプリケーションのダウンロード及び起動の可否、アプリストアの利用制限並びに、アプリストア及び外部ウェブサイトにおける利用者情報の提供及び課金に対する制限等を行うペアレンタルコントロール機能⁷⁹を実施するために必要な役務を提供することが望ましい【望ましい事項】⁸⁰。

⁷⁹ ペアレンタルコントロール機能とは、保護者が青少年のアプリケーションの利用を適切に管理するための技術的手段をいう。

⁸⁰ なお、関係事業者等は、アプリストアから提供される個別のアプリケーションに対してペアレンタルコントロール機能が作動し、利用される環境の実現に向けて、互いに協力や意見交換を行うことが求められる。

2. 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応

- 本指針は、新技術・サービスの進展、利用者情報の利用形態の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しが図られることが望ましい。

【補足】

今後、IoT 等の新技術・サービスが急速に進展することが予想される。本指針は、関係事業者等に対する、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いに関わる取組を定めたものであるが、IoT 等の新技術・サービス等にも準用可能なものも存在すると考えられる。ただし、本指針は、必ずしも IoT 等の新技術・サービスを想定したものではなく、IoT 等の新技術・サービスに本指針を準用する場合には、十分な検討が行われることが望ましい。

また、多くの情報収集モジュールがアプリケーションに組み込まれていること、関係事業者等の利用者情報の取得、送信、利用等への関わり方が複雑化していること等、実際の情報利用の仕組みが極めて複雑化しており、利用者が自身の情報の取り扱い方について、理解し、判断するということが今後困難となることが予想される。そのような中で、今後、利用者に対する、利用者が自ら判断するための十分な情報提供が難しい場合について、利用者情報の取扱いの在り方を検討する必要性が生じることも想定される。

(以下略)